

平成27年度 国保保険料(月額)

(1) 医療給付費分及び後期高齢者支援金分(1人月額)

区分		都内居住者			都外居住者		
		医療分	支援金分	計	医療分	支援金分	計
法人事業主	20歳未満	円 5,000	円 1,500	円 6,500	円 7,000	円 1,500	円 8,500
	20歳以上25歳未満	8,500	2,000	10,500	10,500	2,000	12,500
	25歳 // 30歳 //	11,000	3,500	14,500	13,000	3,500	16,500
	30歳 // 35歳 //	16,500	5,000	21,500	18,500	5,000	23,500
	35歳 // 45歳 //	19,000	5,000	24,000	21,000	5,000	26,000
	45歳 // 55歳 //	23,100	5,000	28,100	25,100	5,000	30,100
	55歳 // 65歳 //	24,000	5,000	29,000	26,000	5,000	31,000
	65歳 // 75歳 //	24,000	5,000	29,000	26,000	5,000	31,000
個人事業主	20歳未満	5,000	1,500	6,500	7,000	1,500	8,500
	20歳以上25歳未満	8,500	2,000	10,500	10,500	2,000	12,500
	25歳 // 30歳 //	11,000	3,500	14,500	13,000	3,500	16,500
	30歳 // 35歳 //	16,500	5,000	21,500	18,500	5,000	23,500
	35歳 // 45歳 //	18,500	5,000	23,500	20,500	5,000	25,500
	45歳 // 55歳 //	21,100	5,000	26,100	23,100	5,000	28,100
	55歳 // 65歳 //	21,500	5,000	26,500	23,500	5,000	28,500
	65歳 // 75歳 //	21,500	5,000	26,500	23,500	5,000	28,500
従業員	20歳未満	5,000	1,500	6,500	7,000	1,500	8,500
	20歳以上25歳未満	8,000	2,000	10,000	10,000	2,000	12,000
	25歳 // 30歳 //	10,500	3,500	14,000	12,500	3,500	16,000
	30歳 // 35歳 //	14,000	5,000	19,000	16,000	5,000	21,000
	35歳 // 45歳 //	15,000	5,000	20,000	17,000	5,000	22,000
	45歳 // 55歳 //	16,000	5,000	21,000	18,000	5,000	23,000
	55歳 // 65歳 //	16,000	5,000	21,000	18,000	5,000	23,000
	65歳 // 75歳 //	16,000	5,000	21,000	18,000	5,000	23,000
家族	男性25歳以上60歳未満	8,900	1,100	10,000	9,400	1,100	10,500
	上記以外	3,700	1,100	4,800	4,200	1,100	5,300

(2) 介護納付金分(組員・家族1人月額)

介護第2号被保険者	3,000円
-----------	--------

(3) 後期高齢者医療制度組員(月額)

後期高齢者医療制度の適用を受けた組員	1,000円
--------------------	--------

特定健診のご案内

この封筒が届いたら、
特定健診を受診しましょう!!

受診料は **無料!** です

受診券は40歳から74歳の方に
送付しています。



- ・有効期限は平成28年1月31日までです。
 - ・人間ドック等の健康診断を受け助成金を申請する方、または申請した方は受けられません。
- (職能国保からの健診等に対する助成は年1回となります)



国民健康保険の給付制限とご注意

職能国保に加入していても、保険給付を受けることができない項目や保険給付を制限される場合があります。注意点は、次のとおりです。

保険給付が制限される事項

保険給付が受けられないもの	保険給付が制限されるもの
・健康診断、集団健診、予防接種	・自己の故意の犯罪行為によって病気やケガをしたとき (例)⇒麻薬中毒、交通違反(飲酒運転、無免許運転等)
・歯列矯正	・自己の故意により病気やケガをしたとき (例)⇒自傷行為、自殺未遂
・美容整形	・ケガや泥酔により病気やケガをしたとき
・経済上の理由による妊娠中絶	・正当な理由がないのに医師や国保組合の指示に従わなかったとき
・仕事でのケガや病気	

※診療を受けたあとでも、上記事項に該当することが分かった場合には、治療費の全部または一部を職能国保に返還していただきます。

交通事故などで第三者にケガをさせられたとき

交通事故やケガなどのように第三者から受けたケガや病気は、原則として相手方が負担すべきものです。このような場合国保で診療を受けることもできますが、必ず職能国保へ届出をしてください。職能国保が負担した治療費は責任の割合に応じて、後で加害者(第三者)から返還していただきます。この場合に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保での保険給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。示談をする前に必ず職能国保へご相談ください。

仕事中にケガをしたり仕事で原因で病気になったとき

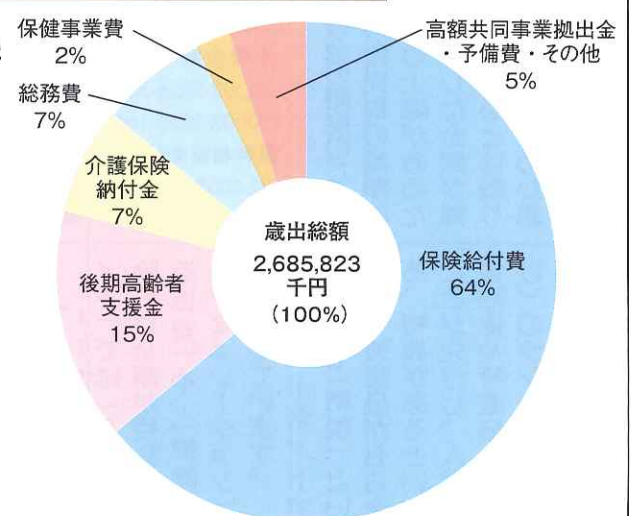
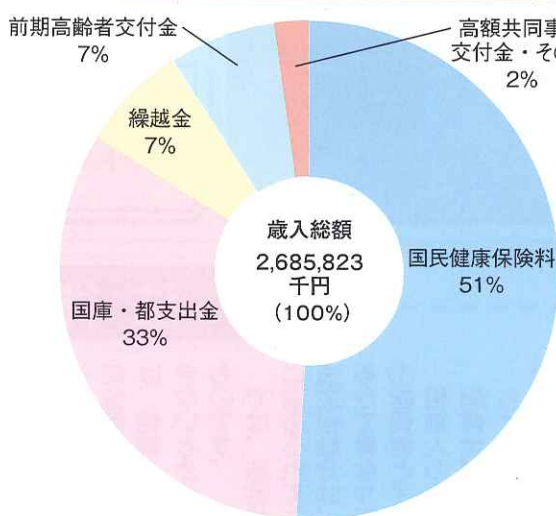
仕事中のケガや仕事で原因で起きた病気などは、労災保険で治療を受けるのが原則ですので、職能国保ではいっさい保険給付をしないことになっております。(保険証は使えません。)なお、労災保険に加入しているにもかかわらず労働基準監督署に届け出ないで国保で治療を受けたときは、治療費の全部を返還していただきますのでご注意ください。

昨今、仕事中のケガにも関わらず大したケガではないとの理由で、国保で治療を受けているケースが見られます。国保を使用すると職能国保が負担する医療費が増え、その結果保険料の値上げにつながることになりますので、ケガの大小によらず必ず労災保険を使用してください。皆様のお一人お一人の意識が大切となってまいります。医療費の適正化にご協力をお願いいたします。

平成27年度予算 総額 26億8,582万3千円 (前年度比 3,682万円減)
(単位: 千円)

国民健康保険料	1,364,405
国庫・都支出金	877,464
繰越金	179,157
前期高齢者交付金	182,607
繰入金	2
高額共同事業交付金・その他	82,188
合 計	2,685,823

保険給付費	1,709,238
後期高齢者支援金	412,532
介護保険納付金	196,997
総務費	183,664
保健事業費	37,009
高額共同事業拠出金・予備費・その他	146,383
合 計	2,685,823



第46回
通常
組合会

平成27年度 事業計画・予算を承認

国保だより

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534

建設職能国保

《加入者数》

組員	3,446人
家族	4,631人
後期高齢者組員	204人
計	8,281人

(27年3月末現在)



平成27年度も国保加入者に
ディズニーリゾート特別利用
券を差し上げます。

27.4.2～6.23はディズニー・
イースターイベント開催中です♪
ディズニーリゾートへお出かけ
しませんか?



※今年度の国保組合のご案内最終ページ内「レジャー施設割引」におきまして誤りがありました。正しくは左記の通りです。

(誤) 1人1,000円割引
1人2,000円割引

法人事業所の方へ 事業所調査にご協力を 本年8月実施



建設職能国保では、被保険者資格の適用の適正化と、より公平な保険料賦課のため3年に一度、組合員の資格及び事業所の調査を行なっております。組合員の皆さまには何かとご多用とは存じますが、国及び東京都の指導による調査でもあり、国保組合の運営上必要な調査ですのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、個人事業所及び一人親方につきましては、本年12月に予定しておりますので、その節はご協力をお願いいたします。

次に該当する方は申請により成人男性家族保険料の適用が除外されます。保険料…都内にお住まいの方10,000円↓4,800円(都外にお住まいの方10,500円↓5,300円)除外される方は所定の書類を添付して所属支部組合を通じて申請してください。

成人男性家族(25歳以上・60歳未満)保険料の適用が除外されます

◎適用が除外される方

1. 学校教育法1条校に定められた学校及び専修学校に在学する方。 ※夜間部及び各種学校(予備校、自動車教習所など)は不可。
2. 障がいのある方で障がい者手帳が交付されている方。

※障がいの基準は当組合または所属支部組合へお問合わせください。

◎提出書類

1. の場合
 - ・成人男性家族保険料変更届
 - ・在学証明書(当該年度に発行されたもの)
2. の場合
 - ・成人男性家族保険料変更届
 - ・各種障がい者手帳の写し

